

# 公 示

指定整備事業者等の行政処分に係る聴聞の実施について  
(株式会社ビッグモーター)

… 2

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

### 1. 件 名

同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

### 2. 事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社ビッグモーター  
代表取締役 兼重 宏行  
東京都港区六本木六丁目10番1号

### 3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

ビッグモーター 宇都宮南店  
栃木県宇都宮市西川田南二丁目1477番8  
認証番号 第6-2965号  
指定番号 関東指第6-955号

### 4. 期 日

令和5年6月13日（火）15時00分

### 5. 場 所

横浜第2合同庁舎 自動車技術安全部 基準緩和等ヒアリングルーム  
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地  
横浜第2合同庁舎18階

### 6. 理 由

同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和5年5月31日

関東運輸局長  
新田 慎二